

◇ この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇ 今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取されることのないようお願いいたします。

り調べは捜査官と被疑者との間の心のキヤッチボールだということをお話しされていました。涙は心の汗だというドラマのフレーズがありましたけれども、取り調べは心のキヤッチボールだともなかなかの名言だなと思いました。要は、取り調べの中で、捜査官と被疑者がお互いにプライベートな情報を話したり内面をさらけ出したりしながら真実発見に近づいていく様子を、心のキヤッチボールという言葉であらわしたのだと思うんですが、それが可視化によつてできにくくなるという懸念を表明されていました。

印象に残る言葉でしたので、終わつた後に、私の方から、この半田さんという方に近づいていつて、名刺を渡しまして、よろしくお願ひしますと御挨拶したんですが、名刺は持ち合わせていないということで、彼の方から名刺を差し出されるともなく、私からは、それでは後でぜひ送つくださいねと申し上げたんですが、いまだに何の応答もないということです。心のキヤッチボールといいながら、実際は、一方的に球を受け取るだけで、自分は球を投げ返すつもりが全くないので、いかかというふうに感じました。

私もずっと野球をやってきていまして、高校時代、下級生のときは、バッティングピッチャーとかをやらされました。先輩が好きなコースに投げるまで延々とボールを投げさせられる、これが昔の高校野球でありまして、まさに捜査機関というのは、被疑者あるいは国民との間でキヤッチボールをするというよりは、国民にバッティングピッチャーをさせて、いい球だけ投げさせようとして

いるのではないかというふうに感じた次第です。

こういう、捜査機関が国民の情報をとりやすくして、かつ、捜査機関の側からは情報を隠しやすいようなことがあっては断じてならないと思っています。日本国憲法では、民主主義あるいは基本的人権の尊重ということを定めておりますから、これに反するものですし、現行の刑事訴訟法も、当事者主義ということで、武器対等の原則ということがあります。こうしたことにも反するということがあります。私は、今のような姿勢では、到底、心のキヤッチボールも生まれないということをまず最初に申し上げたいと思うんです。

感想で結構ですけれども、心のキヤッチボールという言い方にそぐわない実態が見られるのではないかということを私は指摘したわけですけれども、法務大臣それから国家公安委員長、何か御感想はありますでしょうか。

○上川国務大臣 委員会で現場の視察をされたところでの大変大事な印象ということで、ただいま階委員からの御指摘がございました。

眞実を発見する、究明するということについては、お互いにキヤッチボールをしながら、その気持ちを、あるいはその意図を、あるいはその行動をということで、しっかりと御自分から、みずからの意思で発言していくこと、そのことについて、それぞれ担当されている方が、それぞれの個人のキャラクターというか、そういうものに基づいて、恐らくいろいろな形で努力をしながら現場でやつていらつしやるとは思いますが、そのところが、今のように、うまく機能するこ

○奥野委員長 次に、階猛君。

○階委員 おはようございます。民主党の階です。本日もよろしくお願ひします。

この委員会で皆さん触れられておりますが、先週の水曜日の視察、私が印象に残つたことは二つありました。

まず、取り調べ室を実際に見ることができたんです、そこに設置されている録音、録画機器が非常に大きく、しかも、被疑者の視界にいやが応でも入る位置にあるということです。コンビニの防犯カメラのように、カメラの大きさや設置場所などにもう一つ工夫があつてもいいのではないかと思つた次第ですが、この点については、後ほど時間があればお聞きしたいと思います。

それからもう一つは、原宿警察署ですね。こちらの警察官の方との意見交換の場で、警視庁の半田さんという警視の方がいらっしゃいまして、取

とができるようにしていくことについては、絶えずその努力をしていかなければいけないといふふうに思つております。

今お伺いをして、その方が名刺をお出しになら

うことにつきました。階委員のお考えということで、大変大事な御指摘だなというふうに思つた次第でございます。

○山谷國務大臣 御视察いたたぎまして ありがとうございます。
どうぞ、いります。

適切な取り調べのもとに真相を究明していくということが大事だと思います。そうした中で、人間力というのがまた試されるというふうに思いました。本当に総合的に、さまざまな研修の機会を通じて、さらに入間性を高めるためのそれぞれの努力というのをしていくことが大事だと考えております。

○階委員 心のキヤツチボールという言葉を使わ
れるのであれば、まさに自分から心を開いていた
だきたいなと思つた次第です。

きようは、葉梨副大臣、警察庁にもいらつしやつたということで、この点については最適任の答弁者ではないかと思いまして、最初に葉梨副大臣にお尋ねしますけれども、資料一をごらんに

なつてください。これは、先週、六月五日の朝日新聞の記事でござります。「令状ないGPS捜査違法」という見出しだすが、最初の方をちょっとと読ませていただきます。

いかなどということで、ちょっとと即断しかねるかな
というふうに思います。

捜査対象者の動向をつかむため、GPS（全地球測位システム）端末を任意で車両に取り付ける捜査手法について、大阪地裁の長瀬敬昭裁判長は五日に開かれた窃盗事件の公判で「（対象者の）プライバシーを侵害するもので、裁判所の令状なく実行されたことは重大な違法」との判断を示した。GPSの位置情報をもとに事件と被告らとの関わりを示す捜査報告書を証拠採用しない決定をした。

ということなんですが、この検査手法の問題点を指摘されているわけですけれども、葉梨副大臣は、この検査手法に問題があるとはお考えにならないですか。

○葉梨副大臣 ありがとうございました。
私が警察庁で刑事警察をやっていたときは、まだGPSというのではなくて、車の位置情報については自動車ナンバー自動読み取りシステム等において任意に位置情報を取得していたという記憶がござります。

このGPSですけれども、裁判例、私も事務方に調べていただいたんですが、任意捜査として行うことができるというふうに判断した例もある、そして、今回のように検証許可状によらなかつた点が違法であると指摘した裁判例もあるということで、いずれの考え方によるべきかなどについては、なかなか、個別の具体的な事例によるものではな

くよくお話を聞いてみますと、ここは黒塗りになつてある部分がわかると、GPSの捜査によって得られた情報がどういう場合に使って、どういう場合に使えないかということはつきりしてしまって隠さざるを得ないんだということでした。

事はどうさように、どういう犯罪についてGPS捜査が行われるかわからない、また、どういうものにこの端末が取りつけられるかわからない、そして、どういうときに得られた情報が表に出てくるかわからない、こういうものです。これは非常に、プライバシーの侵害ということもありますし、また、国民の行動の自由に大きな萎縮効果を及ぼすのではないかと思っています。

そういう問題意識から、この五日の裁判では、ちゃんと法律で定めた手続を設けなければ違法だ

という趣旨の判断だったと思うんですが、こういふやり方でもなお、GPSの捜査、今の任意捜査というやり方で進めていいとお考なのかどうか、国家公安委員長にお尋ねします。

○山谷国務大臣 移動追跡装置は、その使用が捜査員が行う尾行を機械的に補助するにとどまり、通常の張り込みや尾行等の方法と比して特にプライバシー侵害の程度が大きいものではなく、かつ、その取りつけが車体を傷つけるような方法ではなく、公道上等で取りつけるなど、第三者の権利を不正に侵害しない様態で行うものであれば、任意捜査として許容されるものと考えているところでございます。

○階委員 そういう認識が裁判所によつて否定されたということをまだ余り重く受けとめられていました。

ないことは問題だと思います。

それから、今議題に上がつてゐるのは取り調べの可視化ということなんですが、と同時に、通信傍受の拡大といふことも議題になつてゐるわけです。

GPS捜査というのは、この通信傍受の方との共通性もあると思つています。何が共通するかというと、先ほどの判決では、朝日新聞では、括弧書きになつてますが、「（対象者の）プライバシーを侵害するもので、」というくだりがありました。対象者のだけじゃなくて、対象者以外の、事件と何のかかわりのない人のプライバシーも侵害するおそれがあるということで、通信傍受とこのGPS捜査というのは共通点があると思つてゐるんですね。

要するに、誰が捜査の対象になつているかわからないということになりますと、我々は常に、ほかの人とのコミュニケーション、あるいはほかの人と会うことに対する疑心暗鬼にならざるを得ない、行動が萎縮してしまうというおそれがあるわけですよ。まさにこれこそ、国民相互間の心のキヤツチボールを阻害するような、そういうやり方だと思いますよ。この心のキヤツチボールを不可能にするという意味では、本当に重要な問題です。

ただ、尾行、張り込みをされていて、非常に権利侵害に当たるんじゃないかみたいなことを、特に相手はわかつてしまふ、ストーカーなんかの場合、つきまといふうな形で言いますけれども、密行性がなくなつて相手にわかるような状況になると非常に気持ち悪いという、これはもう当然あるわけです。

ただ、そういう中で、相手の権利を侵害しない形での尾行、張り込みというのは捜査手法として認められている。まさに今、公安委員長、大臣がおつしやられたとおり、これを補助するという形においてあるんだろうというふうに思つてます。

これは多分、上川大臣の御答弁だつたと記憶し

ていますが、六月一日に柚木委員への答弁で、今申し上げたようなGPS捜査は任意捜査として許容されるという裁判例があることを理由にして、法改正は必要ないというふうにお話しされましたね。その当時はまだ六月五日の裁判例が出る前ですから、それはやむを得なかつたかもしれません。しかし、今、こういう裁判例が出た以上は、前提が変わつたのでありますから、やはり立法は必要ではないかと思っています。

まず、行きがかり上、葉梨副大臣にお尋ねします。

○葉梨副大臣 先ほど御答弁させていただきましたように、任意捜査として認められるという裁判例もあるわけです。確かに、プライバシーの侵害ではないかという御意見もあるわけですが、およそ、尾行、張り込みというような捜査手法は認められているわけです。これは密行性が非常にあ

ただ、やはり、先ほど申し上げましたように、個別の事案においてなかなか即断できるという状況ではございませんで、例えばその取りつけの手法が犯罪にわたるようなものであれば、これは警察においても任意捜査としては認められないというようなことでございます。

いずれにしても、この六月五日の裁判例が出たからといって、すぐに刑訴法の改正に当たらなければならぬのかということについては、いささか、さらにその要否を含めて慎重な検討が必要なものではないかなというふうに考えます。

○階委員 尾行、張り込みというのは、生身の人間が行う行為ですから、おのずと時間的、空間的な限界があります。しかし、GPS捜査は、そのような限界がなく、いつでも、どこまでも追跡することができるということで、大きく違つと思ひます。

また、通信傍受についても、今回の対象犯罪拡大、あるいは立会人不要ということによって、著しく範囲が拡大していますね。それによって、被疑者だけではなくて、事件に無関係な人までプライバシーを侵害されるおそれが高まつていています。

それから、先ほど指摘しましたように、このGPS捜査は内規によつて運用要領とかが定められていますけれども、肝心なところは全部黒塗りで、どういう場合に我々のプライバシーが盗まれるかということが全く明らかでない。

こういうようなやり方で本当に国民の信頼は得られるのか、心のキヤッチボールが捜査機関と国民との間で成り立つかということを思うわけであります。

上川大臣にお尋ねします。

通信傍受について、法改正、いろいろ問題点を指摘させていただいておりますが、そもそも、先ほど言つたように、通信傍受の話とかこのGPSの話というのは、被疑者だけではなくて国民全体のプライバシーにかかる問題で、だからこそ、

国民の皆様に積極的に情報を開示して、広い理解を得た上で、しかるべき法制度をつくつていかなくてはいけないものだと思います。拙速に可視化と一緒に進めるような話ではなくて、私は、せつかくこういう裁判例も出てきたわけで、GPS捜査の許容性といいますか適法性に揺らぎが出てきているわけですから、今こそまさに、この点についても法的な制度、手当てをし、また、それとともに通信傍受の方も法制度を議論すればいいと思います。

この二つについては別個独立に国会の場で議論すべきだと思いますが、法務大臣の御見解を伺います。

○上川国務大臣 ただいま、GPS捜査というごとでの御指摘の中で、通信傍受法の改正、今回录音、録画制度をお願いしながらということで、切り離していくべきだというような御指摘がございました。

通信傍受法の改正を含めまして今回の法律案に掲げています諸制度でございますが、それぞれが証拠収集手段の適正化そして多様化と、さらに公判審理の充実化を図るという目的のために、このようにG P S 捜査は違法だということを指摘しているわけですよ、裁判所が。全くその重みを感じていらっしゃらないのは、私は甚だ問題だと思います。

これは、対応が後手後手に回らないように、ぜひここは前向きに検討をしていただきたいと思いますが、もう一度、上川大臣、御答弁をお願いし

議会におきましても長年にわたりまして御議論をいただいてきたものというふうに思っております。全てが一体として取り組むということの中で、取り調べとまた供述調書に過度に依存した状況を脱していくというところの中での御議論をいただき、今回の法案の審議をお願いしたところでございます。

ます。

○葉梨副大臣 そのところは、いわゆる位置情報の問題と通信傍受の問題というのを、プライバシーの侵害であるというふうな形で一緒にといでとれるわけですね。

それから、GPSは、この場合は機器の取りつけということですけれども、もともとカーナビゲーションが始まった当時も、位置情報を米軍の衛星にみんなが提供しなきやいけないじやないかとう議論もあつたわけです。さらには、公道上の位置情報ということですと、先ほどもお話をしましたとおり、機械的に自動車ナンバー自動読み取りシステムで、ここを通った、あるいは高速道路の入り口のところでこのナンバーの車が通つたということも、これは任意検査でできるし、あるいはGPSの、さつき携帯電話のお話もしましたとおり、検証令状でできる。

そういうことに加えて、さらに、行動の自由といいうのが当然あるわけですが、どこに誰が行つたというのは、どういうところを通つたというのを捜査官が見ることは、これも任意でできるわけです。ただ、通信の秘密というのはそうではなくて、やはり当事者間の同意を得ないで通信の秘密を、侵すと言つたら変ですけれども、令状を得ながらそれを傍受するというのは、同じプライバシーの侵害ということで同列にということですけれども、なかなかそのところは、今までの検査の手法の

積み上げ等々を考えると、同列に論じるべきものなのかどうか。私は、別に論じていいのではないかと。

さらには、検証令状ということで、現実に、先ほど申し上げましたとおり、携帯電話の位置情報を検証しているという例もあるわけですから、今回は通信傍受法の改正ということで、別に論じてもいいのではないかというふうに思います。

○階委員 今、GPS検査と通信傍受の違いを述べていただきましだけれども、少なくとも、通信傍受とGPSとの違いよりも、通信傍受と取り調べ可視化の違いの方がはるかに大きいと思いますよ。それを一緒にして議論して問題ないと言つていいんだつたら、なおのこと、同じプライバシーの侵害、しかも被疑者だけではなく一般人への侵害も含むものであれば一緒に議論してもいいと思いますし、別に、そもそも一緒にしなくちゃいけないと言つてているわけではなくて、この法案とは切り離して議論すべしということに主眼があるわけですから、別に、別個に出していくだく分には全く構いません。

○横畠政府特別補佐人 憲法第三十一条が保障します適正手続というのは、国民に対し保障されているものでございまして、当然、取り調べも適正に行われることが必要でございます。

○横畠政府特別補佐人 被疑者の権利だということを今おっしゃられたというふうに理解していいですか。

○階委員 適正な取り調べを受けることは被疑者の権利でございますけれども、録音、録画の対象にすることそのものが具体的な権利であるわけではないと考えております。

○階委員 適正な刑事手続を受ける権利は被疑者の権利だということは明言されました。

その上でお尋ねしますけれども、前回の答弁で、取り調べの録音、録画の制度というのは、手続の適正を担保する、さらにそれを立証することに資する制度であろうかと思ひますというふうにお答えになっています。

そこで、取り調べの録音、録画が手続の適正に資する制度だと言うのであれば、全ての事件について録音、録画の対象にしなければ、適正な刑事

検査機関側から取り調べの情報を出す、すなわち可視化のことについて、前回の議論に引き続き、憲法上の問題点を多少お伺いしていきたいと思います。

横畠長官が前回の答弁で、取り調べの録音、録画の制度は被疑者の権利として設定するものではないというふうにおっしゃられました。しかし、私は、適正な刑事手続を受ける権利は、憲法三十一条で保障される被疑者の権利ではないかと考えますが、この点、確認させてください。

○横畠政府特別補佐人 憲法第三十一条が保障します適正手続というのは、国民に対し保障されているものでございまして、当然、取り調べも適正に行われることが必要でございます。

○横畠政府特別補佐人 被疑者の権利だということを今おっしゃられたというふうに理解していいですか。

○階委員 適正な取り調べを受けることは被疑者の権利でございますけれども、録音、録画の対象にすることそのものが具体的な権利であるわけではないと考えております。

手続を受ける権利の保障に差が生じることになつて、憲法十四条一項に反するのではないかと思ひますか、いかがでしようか。

○横畠政府特別補佐人 前回もお答えしましたが、

取り調べの録音、録画制度は、供述の任意性の的確な立証を担保するとともに、取り調べの適正な実施に資するという見地から導入するものと承知しております。

しかしながら、全ての事件について録音、録画をしなければ、これがすなわち憲法第三十一条の適正手続の保障に欠けることになるということではないと理解しております。別の言い方をすれば、このような録音、録画が行われていなかつたこれまでの取り調べが全て憲法違反であつたということではないと考えております。（階委員「十四条一項との関係を聞いています。三十一条ではありません」と呼ぶ）

十四条との関係で申し上げますと、さまざまに刑事上の手続がござりますけれども、それぞれの手続そのものが適正であるかどうかということが議論になり問題であるわけでござりますけれども、それが適正な手続である、合理的な手続である以上、その手続の対象になるかならないかということは憲法第十四条の問題になるということではないと考えております。

○階委員 では、事件によつて録音、録画がされる場合とされない場合があるということは憲法十四条一項に照らし問題がないということをお答えになつたと思ひますけれども、もしそういう趣旨であるならば、どういう理由でそのような区別が

許されるのか。区別することの合理性を述べてください。

○横畠政府特別補佐人 この取り調べの録音、録画について、憲法十四条という、不当な差別といふことからしますと、全ての事件の取り調べを録音、録画するか、あるいは全ての事件の録音、録画をしないか、そういう問題ではなくて、やはり録音、録画にふさわしい事件についてこの制度の対象にするという問題であろうかと思ひます。

録音、録画そのものにつきましては、先ほどの繰り返しになりますけれども、供述の任意性の的確な立証を担保するとともに、取り調べの適正な実施に資するという見地から導入するものでござりますけれども、一方的に取り調べを受ける者の権利利益を設定するということではございませんで、やはり取り調べ、捜査の実態、実情から申し上げますと、取り調べ、捜査上の弊害というのも実際上考慮せざるを得ない、すべきものということでございまして、そこの兼ね合いの上で合理的な範囲の事件に絞るということは問題がないであります。

○階委員 だから、合理的な範囲だというのであれば、なぜそこを裁判員裁判と検察直接受事件に絞ることが合理的なのかとということを聞いているわけですよ。その答えがされていないと思います。

○横畠政府特別補佐人 立法政策として合理性があり、それ自体が適正な手続である以上、憲法十四条の問題にはならないということでござります。

○階委員 憲法十四条に反しないのは、立法政策で合理的であると。立法が十四条一項に反する場合もあり得るわけで、私は、ちょっと今の答弁はよくわからないところがあります。後で私も勉強して、また機会があればお尋ねします。

もう一つ、答弁で気になったところですけれども、手続の適正を担保する、さらにそれを立証する」とに資する制度だという御答弁でした。

意性の立証ということが大変難しいというか、どのように立証するのかという問題がもともとあるのではないか、それに応えるという必要性は相当あるのではないか。

また、検察官の独自捜査事件について申し上げれば、通常の警察送致事件のように、警察という機関、検察という機関がそれぞれ関与するということではなくて、検察官のみが捜査を行うということからすると、やはり録音、録画の必要性というものは高いのではないか、そのように理解しておられます。

詳細は法務省からお答えがあると思ひます。

○階委員 立法政策の話ではなくて、憲法論として、十四条一項に抵触しないのであればその理由を述べてくださいということを法制局長官に聞いているんですよ。そこは法制局長官の職責じゃないですか。納得できる説明がありませんよ。立法政策を今おつしやったんぢやないです。憲法論としてちゃんと答えてください。

○横畠政府特別補佐人 立法政策として合理性があり、それ自体が適正な手續である以上、憲法十

四条の問題にはならないということでござります。

○階委員 憲法十四条に反しないのは、立法政策で合理的であると。立法が十四条一項に反する場

合もあり得るわけで、私は、ちょっと今の答弁はよくわからないところがあります。後で私も勉強

取り調べの録音、録画が手続の適正の立証に資するということは、私の理解だと、今まででは、任意性の立証をするときに、取り調べを担当した検事さんとかを裁判所に呼んで、どういう取り調べをしてきたのかというようなことを聞いたりしてともすれば水かけ論のようなことになつて、時間が延々とかかってきた。

に得られるということで、まさに憲法三十七条规定で、全て刑事案件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な裁判を受ける権利を有するということにかかわてくるものだと思うんですね。この全て刑事案件において被告人が迅速な裁判を受ける権利を有するという憲法上の規定からして、可視化が受けられる人と受けられない人がいるということは、さつきと同じように、憲法十四条一項との関係で問題は生じないかどうかという

○横畠政府特別補佐人　迅速な裁判を受ける権利を保障するためには、憲法で保障されておるわけではあるが、あるいはどのようないかで、憲法十四条の問題にもならないのではないかと私は思います。

○階委員 この点についてもまた勉強させていた
だいて、恐らく参考人質疑のところで学者さんの方をこの委員会でも呼ぶと思うんですが、憲法違反だということを安全保障の関連法案で三人の参考人全てが言つたというのが先ごろありましたけれども、この法案についても憲法違反のおそれがあるのかないのかということをしっかりと確認した上で、我々も議論を進めていきたいと思います。法制局長官、ここで御退席いただいて結構です。

そこで、取り調べの適正化を図るために録音、録画ということを設けるというのが今回の法制度の大きな眼目なんですけれども、その範囲を、対象事件を一部に限定するということで、問題があるのかないかとということで、前回の私の質疑の中で、国家公安委員長からは、取り調べ監督制度というのを設けたので取り調べの適正化は図られるんだというような趣旨の御答弁がありました。

先回、山尾委員からも、この取り調べ監督制度を設けた、平成二十年一月の警察の適正化指針ということの御紹介がありました。私もそれを見ておやと思つたんですが、取り調べに關する監督の項目の中で、監督対象行為の中に、「殊更不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動をすること」あるいは「便宜を供与し、又は供与することを申し出、若しくは約束すること。」ということを捜査官がやっていないかどうか、これを監督しますいということになつていてるわけですね。

さきの視察の際に、取り調べ監督官からいろいろお話を聞き、実際に監督する様子も見させていただきましたけれども、これは、監督官が部屋の外から小窓越しに取り調べの様子を見ていてます。そこでどういう会話が捜査官と被疑者との間でなされているかというのは、私もその場にいたのでわかりますけれども、はつきり言つて、声は聞こえません。声が聞こえない中で、さつき言つた監督対象行為、「殊更不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動をすること。」あるいは「便宜を供与し、又は供与することを申し出、若しくは約

束すること」、「こうしたことは監督不可能だと思いますよ。私は、この取り調べ監督制度の実効性は乏しくて、やはり可視化の方が重要ではないかと、可視化をやる意義は大きいのではないかと思つた次第です。

取り調べ監督はこのままでいい。

○山谷國務大臣　被疑者取り調べ監督制度は、取

り調べの適正化に資するため、捜査にかかわらない総務、警務部門が取り調べをランダムに視認するなどしてチェックするものであります。

効果的な視認等のチエツク機能を働かせることにより、不適正な取り調べを未然に防止していると認識をしております。また、視認や苦情等を端緒とした調査を行うことによりまして、取り調べの適正確保に役立つているものと認識をしております。

被疑者取り調べの適正化に資するため、今後とも、被疑者取り調べ監督制度の適切な運用に加え取り調べに関する捜査員への教養の充実等により被疑者取り調べの適正化に努めるよう、警察を指導してまいりたいと思います。

今の取り調べ監督制度では、視認とか、視認といふのは見ることですね、あるいは行動と言いましたか、何か動きを端緒として違反行為がないうちどうかをチェックするんだと言いましたけれども、私が取り上げた、「殊更不安を覚えさせ、又

は困惑させるような言動」であるとか「便宜を供与し、又は供与することを申し出、若しくは約束すること。」というのは、見ているだけではわからないですよ。会話の内容が聞き取れなければ、こういう行為があつたかどうかわからないですよ。だから、今の監督制度では意味がないのではないか、実効性がないのではないかと言っているんで

これは、このままで、それでも意味があるといふうにおつしやるんですか。私はおかしいと思いますよ。

○山谷國務大臣 委員の御質問は、会話が聞こえなければおかしいのではないかということだとうふうに思います。

被疑者取り調べ監督制度は、捜査にかかわらない総務、警務部門が視認、目で見る等の外形的チエツク機能を働かせることにより、不適正な取り

調べの未然防止を図るもの、これは先ほどお答えいたしました。

被疑者取り調べ監督制度では、取り調べ室内の取り調べ官の言動が不適切なものであつたなどとして被疑者、弁護人等から苦情の申し出があれば、全て取り調べ監督官に通知され、必要に応じて調査を実施しているところであります。

○階委員 それも実効性が乏しくて、結局、事後調査においては、取り調べ官等からの報告聴取、被疑者との面接等を実施することとしておりまして、これらによりまして不適正な取り調べを抑止する心理的な効果が働いて、取り調べの適正化に資するものと考えております。

報告であれば、さっきの言つた言わないの話になるわけぢやないですか。

監督をちゃんとやるんだつたら、少なくとも音声が聞き取れるような工夫はすべきだと思います。

よなせそれをやらないんですか
○山谷国務大臣 事件の性質によつては、警察部
内であつても、当該事件捜査に従事する者以外に
は秘密にしなければならない捜査情報や個人情報

先ほども申しましたが、委員御指摘のような会話が聞こえるような設備、そのようなやり方をする多くあります。

るということは情報管理や個人情報保護の観点からも適切ではないわけでありまして、苦情の申し出があれば、全て取り調べ監督官に通知されて、必要に応じて調査を実施しているということで、取り調べの適正化に資するものだと考えておりま
す。

○階委員 今、司法取引によつて、まさに「便宜を供与し、又は供与することを申し出、若しくは約束すること。」ということが適切にされるかどうかということをチェックする意義がより重要性を増す中で、今のような中途半端な監督制度では到底、このような司法取引を可視化なしで導入することはできないなということを申し上げたいと 思います。

それから、取り調べの録音、録画義務の今回の改正刑事訴訟法上の位置づけなんですけれども、改めて条文を見てみると、普通、取り調べというものは刑訴法の第二編の第一章の「捜査」というところに入るんだと私は理解しておりますが、

これは第二章の「公判」というところに置いていますね。

これは何でそういうことを申し上げるかというと、法制審議会の特別部会の取りまとめの段階から、取り調べの録音、録画義務の規定が一番先に置かれるべきだと私たちは思っていたんですが、

先に証拠能力の話があつて、その後に録音、録画義務という流れになつていてるんですよ。だから、一般的な録音、録画義務があるということを定めた上で証拠能力の話に持つてくるのが、捜査の適正化、手続の適正化という観点からは当然の流れだと思うんですけども、今回の条文はそうなつていません。

具体的に申し上げれば、改正法の三百一条の二の第一項で録音、録画媒体の検察官による取り調べの請求義務というのがまずあって、同じ三百一条の二の第四項でようやく録音、録画義務の規定が出てくるわけです。まさに本当の例外中の例外という形で法文上は録音、録画義務が位置づけられていて、我々が今回取り調べの可視化を議論した経緯と全く相反するような法文上のたてつけになつてるのは問題だと思います。この点について、大臣に御見解を伺います。

○上川国務大臣 録音、録画義務につきまして、刑事訴訟法の第三百一条の二とことでの御質問でございますが、法制的な観点から、本法案の刑事訴訟法の第三百一条の二第一項の録音、録画の証拠調べ請求義務を前提として、その履行を確保するための措置という形で位置づけられているところでございます。

録音、録画義務の規定そのものは、録音、録画記録の証拠調べ請求義務の関連規定として、これと同じ刑事訴訟法の第三百一条の二におきまして、証拠調べ請求義務についての第一項から第三項までの規定の後に第四項として置く

での規定の後に、御指摘のとおり、第四項ということで置くのが相当というふうに考えているところでございます。

法制的な理由から後半の章に置くことになるわけであります、原則として、逮捕、勾留中の取り調べの全過程について録音、録画を義務づけるというものでございまして、取り調べの適正な実施に資するものであるということにつきましては、何ら変わることはないというふうに考えているところでございます。

○階委員 ややうがつた見方ですけれども、このような端つこに置いているということは、三年後の見直しのときに、外そうと思えば簡単に外せるようにしているのではないかと思います。

というのも、そもそも、取り調べの可視化を何のためにやるかというと、捜査の適正化を図るためにやるわけですね。だとしたら、百九十八条に取り調べの条文がありますよ。だから、その後ろに、百九十八条の二という形で取り調べの可視化の条文を置くというのが一般的な常識に沿うと思いますよ。

今までの議論を考えるのであれば、何のために取り調べの可視化をやろうとしているかということを考えれば、それが当然なんじやないですか。

いかがですか、大臣。

こうに最初に答えさせた方がいいよ。（階委員「では、局長、どうぞ。わかるように説明してください」と呼ぶ）

○林政府参考人

まず、取り調べの録音、録画に付するという効果がございます。これらの効果は、いずれも、記録すること自体、それ自体から生じるわけではございませんで、事後的に記録内容が吟味される、そういう録音、録画記録の利用、またはその可能性によるところでございます。

そこで、法制的な観点からしますと、まず、実認定者であるところの裁判所が録音、録画記録を利用できることを直接的に担保する仕組みとして、まずは検察官に公判段階における録音、録画記録の証拠調べ請求を義務づけることとしまして、その上で、その証拠調べ請求義務の履行を確保するための措置といったしまして、捜査機関には捜査段階における録音、録画を義務づけることとすることが合理的であると考えられます。

このように、録音、録画義務は、法制的には、本法律案の刑事訴訟法三百一条の二第一項の録音、録画記録の証拠調べ請求義務を前提としたしまして、その履行を確保するための措置として位置づけられることから、この録音、録画義務の規定は、録音、録画記録の証拠調べ請求義務の関連規定としまして、これと同じ刑事訴訟法第三百一条の二におきまして、証拠調べ請求義務についての第一項から第三項までの規定の後に第四項として置く

のが相当として考えたものでございます。

○階委員 だから、取り調べの録音、録画義務を担保するために証拠調べ請求の規定を置いたというのであれば、こういう順番にはならないというのが普通の感覚だと思いますよ。

端っこに追いやられた録音、録画義務についても、なお例外規定があるということで、先ほども藤原委員からもいろいろ御質問がありましたけれども、例えば、三百一条の二の第四項の二号、「被疑者が記録を拒んだことその他の被疑者の言動により、記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき。」というところでの質問の冒頭で申し上げたように、この間、見に行つて驚いたのは、機械がまさに取り調べ室の目立つところに、しかも大きなものが置かれていて、あれをいきなり突きつけられたら、被疑者の中には記録をしたら十分な供述をすることはできなくなりそうな、そういうふうにあえて持つていっているような気がするんですよね。わざわざああいうふうにしているということは、この二号の適用を容易にするための方策ではないかというふうにも見えるんですけども、要は、あそこまで露骨に可視化しますよということを被疑者にアピールしなくてもいいんじゃないかと思うんですよ。

この点について、法務大臣、なぜこういうような露骨な、被疑者が抵抗感を持つような体裁にしているのでしょうか。お答えください。

○奥野委員長 見ていないけれども、わかります

か。

ちょっと、大臣たちは見ていないと思うんですけれどもね。（階委員「では、お一人、事務方で結構です」と呼ぶ）お二人ね。

では、まず林刑事局長。

○林政府参考人 録音、録画機器は、取り調べ状況をブルーレイディスク等の記録媒体に記録するものでございまして、この記録媒体 자체が刑事事件の証拠になることに鑑みますと、その機能というものが非常に重要でございます。

その観点から、現行の録音、録画機器につきましては、取り調べ官を含めました部屋の全体を映すカメラ、また、被疑者の上半身を映すカメラ、こういった二台のカメラで同時に撮影しまして、これを一つの画面に統合した上で、また、取り調べと並行して複数枚の記録媒体へのデータの焼きつけができるなど、記録の正確性でありますとか改ざんの防止というものを担保しようと考えて、現在、あのようなものとなつてているわけでござります。

もちろん、委員が言われるように、圧迫感を与えるというようなこと、心理的な圧迫感を受けやすいというような御指摘があることは承知しておりますので、今後とも、そういう形では、技術の水準の向上に応じまして、よりよい仕様の録音、録画機器の導入というものについては検討してまいりたいと思います。

○三浦政府参考人 録音、録画の機材につきましては、先ほど法務省の刑事局長からも御答弁がありましたように、その記録の正確性や改ざんの防

止を十分に担保するための機能を備えるという必要がありまして、現在警察における試行において用いてる録音、録画装置も、そうした観点から仕様を定めたものと承知しております。

ただ、現在使用している装置については、実は都道府県警察の現場からも、いさきか大き過ぎるといった、場合によっては調べ室内で凶器になつてしまふといったような意見もございまして、今、警察庁におきましては、狭い調べ室でも支障がないように小型化を図るでありますとか、また、録音、録画の実施の都度必要となつている設置作業の負担を軽減するため固定式のシステムを導入するといった仕様の見直しを検討しているところであります。

○階委員 どう考へても、わざと心のキヤツチボールをできにくくするような環境をつくつてあるとか思えないんですよ。それで、銀行でもコンビニでも、カメラは小さくて、そして、ブルーレイですか、録音、録画するいろいろな機材は別室にありますよね。何もわざわざ一緒に置いて存在感を誇示する必要はないと思いますよ。

全くもつて、私は、取り調べの可視化をやりたくないという姿勢がこの点についてもあらわれているのではないかということを御指摘申し上げます。

それから、同じ条文の三号には、いわゆる暴力団員の条項が入っております。今回、司法取引で合意制度とか免責制度とかありますけれども、こういったものについては暴力団員でも対象になるいるのではないかということを御指摘申し上げます。

員については、すべからく、あらゆる事件について可視化の例外になるのかというのが、他の司法取引の制度との整合性という観点からも納得できないんです。この点について、事務方で結構ですので、お答えください。

○林政府参考人 指定暴力団の構成員による事件につきましては、その実情に照らしますと、個々の取り調べごとに、被疑者が録音、録画のもとでは十分な供述ができないと認められるかどうかを判断、認定し、それが認定できるときに限って録音、録画を実施しないこととするような仕組みとした場合には、捜査機関がそのような認定を行い、録音、録画を不実施としたこと自体から、組織裏切つて捜査に協力したのではないかとの疑念を抱かれるおそれが大きく、被疑者の心理的な不安等を十分に払拭できない点がございます。ひいては、その被疑者から十分な供述が得られるようになるための録音、録画の義務の例外として十分機能しない、そのように考えております。

そこで、指定暴力団員に係る事件につきましては、これを一律に録画、録画義務の例外とすることとしているものでございます。

○階委員 このことについても余り私は納得できていないので、また、ほかの制度との関係の中でもお尋ねします。

それから、例外事由というのが、三百一条の二の四項の一号から四号までのはかに、三百一条の二の一項の柱書きの中にもありますて、要するに、「その他やむを得ない事情によつて当該記録媒体が存在しないときは、この限りでない。」という

くだりがありますよね。いいですか、局長。そのくだりなんですが、『記録に必要な機器の故障その他のやむを得ない事情により、記録をすることができないとき。』というのは、さきの四項の一號の中で例外というふうに定めているわけですよ。これに加えて「その他やむを得ない事情によつて当該記録媒体が存在しない」というのを入れる意味がよくわかりません。

「その他やむを得ない事情」というのが極めて曖昧な概念なので、私はこういうものは問題だと思いますけれども、「その他やむを得ない事情」とは一体何なんですか。

○林政府参考人 三百一条の二の一項のところの「その他やむを得ない事情によつて当該記録媒体が存在しないとき」ということでございますが、これは、録音記録媒体が一旦作成されたことを前提としまして、その後滅失したような場合、このことを念頭に置きまして、「当該記録媒体が存在しない」ということでございます。

したがいまして、そもそも録音、録画記録媒体が存在しないというのは、先ほど来申し上げております例外事由に当たる場合はそもそも録音、録画をしていないので、それは存在しないわけでございます、それが例外事由でございます。

この場合は、一旦作成されることを前提としておりますので、この三百一条の二の「その他やむを得ない事情によつて当該記録媒体が存在しない」というものは、そもそも最初から録音、録画を行わないということを念頭に置いたものではございません。

○階委員 嘴然としました。それをなぜ、被疑者、被告人が甘受しなくてはいけないのか。一旦記録したものを見失したりなくしたのであれば、皆さんの責任として、証拠能力を否定すべきでしよう。何でそこまで尻拭いを被疑者、被告人に押しつけるのかがわかりません。

もう時間が過ぎましたので、この点については大変問題だということを申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。